

「被相続人居住用家屋等確認書」の発行手続きについて（H31.4.1～）

1 申請について

- 提出先：小松市役所建築住宅課
- 小松市が確認書を発行する被相続人居住用家屋等（相続した空き家）は、小松市内に所在するもののみです。当該家屋等が所在する市区町村に申請をお願いします。
- 申請書の提出から確認書の発行まで、1週間から2週間程度かかります。

2 提出書類について

(1)被相続人居住用家屋等確認申請書（様式1-1又は様式1-2）

- 申請書は、国土交通省のホームページからダウンロード（小松市ホームページ内にリンクがあります）又は小松市役所建築住宅課の窓口で取得できます。
- 本特例措置を受けようとする相続人本人の申請が必要です。「申請者」欄には、本特例措置の対象である相続人本人の氏名等を記入し、捺印してください。
- 相続人が複数（共有名義）の場合は、相続人ごとに申請書を各々作成する必要があります。

【申請書の記載内容について】

<申請者名・電話番号欄>

- 申請書等の内容確認のために小松市から連絡する場合がありますので、連絡可能な連絡先の記入をお願いします。

<家屋及びその敷地等の所在地欄>

- 売買契約書等に記載されている所在地を記載ください。

<建築年月日欄>

- 法務局で取得した登記記録等に記載されている建築年月日を記載ください。
(昭和56年6月1日以降に建築された家屋は対象外です)

<被相続人の氏名及び住所欄>

- 被相続人の除票住民票に記載されている氏名及び住所を記載ください。

<相続発生日欄>

- 被相続人の除票住民票に記載されている死亡日を記載ください。

<相続による取得日欄>

- 遺産分割が確定した日（協議書に記載の日、登記記録の所有権移転日など）を記載ください。

<「被相続人居住用家屋を取得した他の相続人」及び「被相続人居住用家屋の敷地等を取得した他の相続人」欄>

- 申請者“以外”に相続人がいる場合、上の欄には「家屋」、下の欄には「敷地」の相続人氏名及び住所を記載ください。

<譲渡日欄>

- 家屋及び敷地等の引渡しを行った日を記載ください。売買契約書や登記事項証明書等に記載されている引渡し日をご確認のうえ、記載をお願いします。

<取壊し、除却又は滅失日欄>

■家屋の取壊し、除却又は滅失日を記載ください。建物の閉鎖事項証明書に記載されている建物の取壊し日をご確認うえ、記載をお願いします。

(2) 確認書の交付に必要な添付書類

- <家屋及び敷地の譲渡（様式1-1）の場合>：①～③及び⑤の書類
 <敷地のみ譲渡（様式1-2）の場合>：①～⑦の書類
- 複数の相続人が同時に申請する場合でも、各々の申請書に添付書類を一式添付してください。
- 確認書の発行について郵送を希望される場合は、郵送料金分の切手（定型封筒であれば82円切手）を貼付し、返信先の住所を記載した返信用封筒を、申請書と一緒にご提出ください。
- 提出された書類は返却できませんので、必要な場合は控えを取ってからご提出ください。

【必要な添付書類一覧表】

書 類	備 考	☑
① 被相続人の除票住民票	<p>■原本をご提出ください。</p> <p>■被相続人の除票住民票の写しは、小松市役所1階の市民サービス課で取得できます。</p> <p>※被相続人の死亡日、死亡時の居所の確認します。</p>	☐
② 当該家屋の譲渡又は当該家屋の取壊し、除却、滅失時の相続人の住民票	<p>■原本をご提出ください。</p> <p>■相続人が複数いる場合は、相続人全員の住民票の提出が必要です。</p> <p>■当該家屋の譲渡または取壊し等の後に取得したものがが必要です。</p> <p>■相続開始から、当該家屋の譲渡又は当該家屋の取壊し、除却、滅失までの間に相続人が転居した場合など、被相続人の死亡日より前の日から被相続人居住用家屋以外の場所に居住していることが確認出来ない場合は、<u>戸籍の附票の提出も必要</u>です。</p>	☐
③ 当該家屋及び敷地等又は当該家屋の取壊し、除却、滅失後の敷地等の売買契約書の写し等	<p>■売買契約書から引渡し日が確認できない場合は、引渡し日が確認できる書類（登記事項証明書等）も併せてご提出ください。</p> <p>※解体後の敷地等の譲渡日を確認します。原則、取壊し日より後である必要があります。</p>	☐
④ 法務局が作成する家屋取壊し後の閉鎖事項証明書の写し	<p>■建物の閉鎖事項証明書の取得が困難な場合は、以下のいずれかの書類（建物の解体完了日の記載があるもの）をご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物の除却工事請負契約書の写し ・建物の滅失登記完了証の写し <p>※相続した建物の取壊し日を確認します。記載されている建物の解体日は、敷地等の譲渡日より前でなければなりません。</p>	☐

⑤	以下の(i)～(iii)のいずれかの書類		
(i)	電気、ガスの閉栓証明書	<ul style="list-style-type: none"> ■当該家屋の譲渡又は当該家屋の解体完了までの期間の一時点で閉栓・契約廃止されていることが必要です。 ■「閉栓証明書」という名称でなくとも、電力会社又はガス会社が発行した書類に、<u>使用場所、閉栓日（契約廃止日）、発行日</u>が記載されていれば、添付書類として有効です。 ■小松市では水道の使用廃止届出書は発行していません。 	
(ii)	宅地建物取引業者（仲介業者）が広告していることを証する書面の写し	<ul style="list-style-type: none"> ■宅地建物取引業者により広告が行われたもので、当該家屋の現況が空き家であり、かつ、当該空き家は除却又は取壊しの予定があることを表示してあるものに限ります。 ■広告やチラシのホームページを印刷したものでも構いません。 ■発行日（<u>広告有効日でも可</u>）が記載されている必要があります。 ■発行日は、相続開始から当該家屋の譲渡又は解体完了までのいずれかの日である必要があります。 ■「<u>空き家解体後の敷地のみが掲載されている広告</u>」は無効です。 	□
(iii)	その他の書類	(i)～(ii)の書類が入手できない場合はご相談ください。	
⑥	当該家屋除却後の敷地等の使用状況が分かる写真	<ul style="list-style-type: none"> ■更地の状態写真をご提出ください。（コピー用紙へ印刷したものでも可） ■撮影日（手書きでも可）を記載してください。 ■当該家屋の解体完了日から敷地の譲渡日までの間に撮影した写真が必要です。 	□
⑦	被相続人が老人ホーム等に入所していた場合には、以下の(i)～(iii)の書類		
(i)	介護保険被保険者証の写し又は障害福祉サービス受給者証の写し	<ul style="list-style-type: none"> ■要介護・要支援・障害支援区分等の認定を受けていたことの確認 ■取得が困難な場合は、以下のいずれかの書類でも可 <ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定等の決定通知書の写し ・要介護認定等に関する情報を含む老人ホーム等の記録等の写し 	□
(ii)	施設入所時の契約書の写し	■施設名称、所在地、種類等の確認	□
(iii)	次の[1]又は[2]のいずれか	<ul style="list-style-type: none"> ■被相続人が老人ホームに入所後から相続開始の直前までについて、建物を事業用等に使用していなかったことの確認 [1]電気・ガスの閉栓証明書 [2]老人ホーム等が保有する外泊、外出等の記録 	□

3 お問合せ先

〒923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所建築住宅課

TEL：0761-24-8104 FAX：0761-23-6403

電子メール：housing@city.komatsu.lg.jp